

標 題：

検査規定に関する鋼船規則等（外国籍船用）
の一部改正及びサーベイスステータスリスト
中の検査指定日の変更の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 248

Date: 平成 10 年 3 月 20 日

各位：

次の規則及び同検査要領が改正され、1998 年 4 月 1 日より施行されることとなりましたのでお知らせします。

鋼船規則及び同検査要領、高速船規則及び同検査要領、強化プラスチック船規則、フローティングドック規則、揚貨設備規則及び同検査要領、冷蔵設備規則及び同検査要領、自動化設備規則及び同検査要領、海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領、潜水装置規則

一部改正は、各規則及び検査要領の検査に関する規定が改められ、主な改正点は以下のとおりです。

- 機関の計画的な保守のために、機関継続検査（CMS）、機関計画保全検査（PMS）及び機関予防保全検査（PMMS）を機関計画検査とし、年次検査、中間検査等の定期的検査から独立した検査とした。
- 固定式海洋構造物及び大型石油貯蔵船の定期的検査を、検査計画書に定められた時期に実施できることとした。
- タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船以外の船舶に対しても、製造中登録検査と第 1 回定期検査の間に中間検査を実施する要件を加えた。
- 定期的検査の間隔を変更した。例えば、船底検査及びボイラ検査においては、定期検査の時期及び前回から 36 箇月を超えない時期に実施することとした。（詳細は、付録 I を参照）
- HSSC ガイドライン（定期的検査時の検査項目の指針）、IACS UR Z10.3（危険化学品ばら積貨物船に対する検査強化の統一規則）及び S14（圧力試験の方法）を取り入れた。

また、本件に関し、本会が送付する各船に対するサーベイスステータスリスト中の検査指定日については、しばらくの間、改正規則に従って各検査指定日を読み替えてご利用下さるようお願い申し上げます。改正規則に従ったサーベイスステータスリストは、本年 5 月期からの分において送付できる予定であります。

なお、本件に関しご質問等がございましたら下記の検査技術部までお問い合わせ下さい。

担当部所：日本海事協会 検査技術部

電話：03-5226-2027

ファクス：03-5226-2029

添付：付録 I 船底検査、ボイラ検査及びプロペラ軸検査の検査間隔

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

付録Ⅰ 船底検査、ボイラ検査及びプロペラ軸検査の検査間隔

● 船底検査：

- (a) 前回から 36 箇月 超えない時期。
- (b) 定期検査の時期。また、定期検査の開始時期に合わせて 4 回目の年次検査の時期から実施することができる。
- (c) HSSC 適用船*で定期検査が延期される場合を除いて延期は認められない。また、いかなる場合も前回から 36 箇月 を超えることはできない。

● ボイラ検査：

- (a) 前回から 36 箇月 超えない時期。
- (b) 定期検査の時期。また、定期検査の開始時期に合わせて 4 回目の年次検査の時期から実施することができる。
- (c) HSSC 適用船*で定期検査が延期される場合を除いて延期は認められない。

● プロペラ軸検査：

- (a) 第一種軸
 - (i) 前回から 5 年を超えない時期。
 - (ii) ただし、油潤滑式船尾管軸受を有する軸において部分検査（旧延長検査）を実施する場合は、当該部分検査から 3 年 を超えない時期、また第 1C 種軸においては 5 年を超えない時期。
- (b) 第 2 種軸
 - (i) 前回から 36 箇月 を超えない時期。
 - (ii) 定期検査の時期。また、定期検査の開始時期に合わせて 4 回目の年次検査の時期から実施することができる。
 - (iii) HSSC 適用船*で定期検査が延期される場合を除いて延期は認められない。

※下線部は、今回の改正部分をしめす。

*： SOLAS 1988 年議定書に規定する HSSC (Harmonized System of Survey and Certification) に基づく条約証書を有する船舶